

カンボジアで活動後、司法修習生に



福田健治氏（新第 62 期旭川修習）

京都大学法学部卒業後、NGO メコン・ウォッチに就職。2004 年に早稲田大学法科大学院に入学し、在学中にアメリカに留学。ニューヨーク州弁護士試験に合格し、法科大学院を卒業後は 2007 年に司法試験に合格。司法修習を 1 年遅らせ、その間にメコン・ウォッチの事務局長に。

現役の司法修習生である福田氏は、メコン川流域の開発や経済協力について調査や政策提言活動を行っている NGO・メコン・ウォッチで活躍されています。

Q1

福田健治さんはこれまでどのような活動をしていらしたのでしょうか？ 御自身の経歴を教えてください。

新第 62 期旭川修習の福田健治です。

1977 年生まれで、出身は横浜です。京都大学法学部を卒業した後、メコン川流域国で開発事業や開発政策の影響を監視する活動を行っているメコン・ウォッチという NGO に就職しました。メコン・ウォッチでの活動を通

じて法律の知識を必要と感じたことから、2004年に早稲田大学ロースクールに入学しました。ロースクールの2年後期から3年前期にかけてペンシルベニア大学に留学し、2006年11月にニューヨーク州弁護士試験に合格しました。

その後、早稲田大学ロースクールに戻り、2007年3月に早稲田大学ロースクールを卒業し、9月に第2回新司法試験に合格しました。

2007年に新司法試験には合格しましたが、修習に進むのを1年間遅らせ、メコン・ウォッチ事務局長を務めました。

Q2 メコン・ウォッチはどのような活動を行っているのでしょうか？

メコン・ウォッチの活動には、現地における活動と、日本国内における活動があります。

カンボジアでは、日本政府の援助であるODAにより道路が建設され、住民が立ち退かされるという事態が発生し、住民に悪影響が生じていました。このような状況を改善するために、カンボジアに赴いて現地の住民から話しを聞き、人々が抱える問題点を外務省や国際協力機構（JICA）に伝え、改善を求めるといった活動をしてきました。

現地では、現地NGOや学生ボランティアと共同で調査チームを作り、約300世帯にアンケート調査をし、外務省やJICAに報告しました。また、100人くらいの住民を集めて道路が建設された際の影響を説明したりもしました。

また当時、アジア開発銀行は、技術協力として雇用したコンサルタントの協力を得て、カンボジア政府の住民移転に関する政令案を作成し、カンボジア政府に助言していました。そこで、移転を強いられる住民の権利が守れるように、法案の内容を分析し、住民の意見（パブリックコメント）を聞くという手続が守られるように求めるという、法律策定支援の活動を現地のNGOと協力して行いました。

しかし、外務省やJICAに現地の住民の要望を伝えたとしても、必ずしもすぐに動いてもらえるわけではありません。また、カンボジアの現地で働く職員に権限がない場合もあります。そこで、日本の国会議員から外務省やJICAに働きかけてもらうために、国会議員に対して直接現地の住民の要望を伝えたり、国会議員の勉強会を通じて伝えたりするという、日本国内での活動が必要になります。

Q3 メコン・ウォッチはメコン川流域でどのような活動を行っているのでしょうか。また、どのようなきっかけから、メコン・ウォッチの事務局長を務めたのでしょうか？

メコン・ウォッチは、メコン川流域国で開発事業や開発政策の影響を監視する活動を行っているNGOです。現在、スタッフは日本国内に3人、タイに1人、ラオスに1人います。

私は、途上国と日本の関係に興味を持っていたことから、大学時代にいくつかのNGOに参加していました。このような活動を通じて、当時のメコン・ウォッチの代表者と親睦を深め、大学卒業後にメコン・ウォッチに就職しま

した。メコン・ウォッチでの活動を通じて、国や政府にルールを作らせるためには法律の知識が必要だと感じましたし、実際、アメリカの環境NGOでは、弁護士や博士号の資格を持ったプロフェッショナルが活躍していました。

このようなことから、法律家を志し、新司法試験に合格しました。新司法試験の合格発表前の6月から9月にかけてメコン・ウォッチのコンサルタントとしてカンボジアで活動していたりしたことから、合格発表後に事務局長に就任しました。事務局長に就任した後は、活動の拠点を東京に移し、カンボジアには年に4、5回訪問していました。



Q4

福田さんはニューヨーク州の弁護士資格をお持ちですが、弁護士資格や法律知識はカンボジアでの活動でどのように役立ちましたか。

カンボジアでメコン・ウォッチの活動をするにはニューヨーク州弁護士の

資格は必ずしも必要ではありませんでした。

しかし、資格を持っていることにより法律家として扱われましたし、また、カンボジアの弁護士や現地で活動するアメリカ人弁護士とコミュニケーションをとりやすかったです。

多くの法律策定支援では、始めに法律案を英語など援助側が理解できる言語で作成し、その後、クメール語に翻訳するという作業をします。1年間アメリカで学んだことから、アメリカ法の体系や思考を理解できるようになり、英語で作成された法律案を読み、分析できました。アメリカのロースクール留学やニューヨーク州の弁護士資格を取得する際に身に付けた法律知識、分析力が役に立ったと思います。

Q5

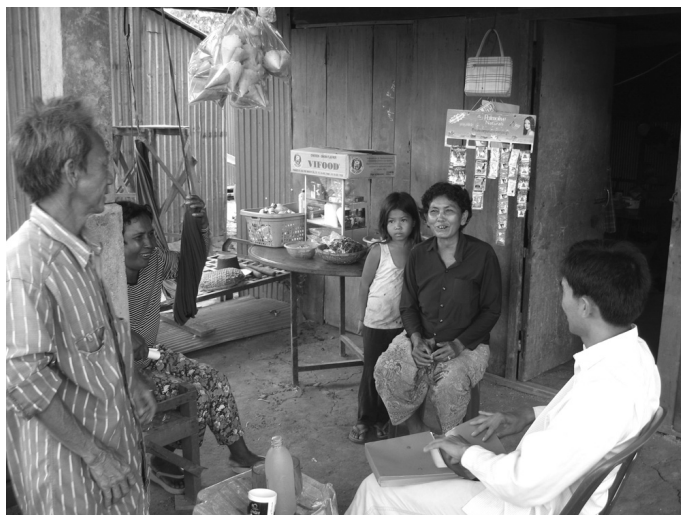
カンボジアで支援をするにあたり、どのような点が問題だと感じましたか？

カンボジアでは、メコン・ウォッチの活動を通じてアジア開発銀行に話し、メコン・ウォッチの考えが反映されるようにしてきました。しかし、NGOの考えが反映された法律案はカンボジア政府に歓迎されず、結局政府の段階で止まってしまうということがありました。このようなことから、カンボジアの人達が政府を動かすことが必要だと感じています。

カンボジアはポルポト派がほとんどの法律家を殺害したために、カンボジア国内にはほんの数人しか弁護士が残らなかったことから、今後は弁護士を育成していくことが必要だと感じています。

Q6 日本国内で活動するだけではなく、直接現地に赴くことでどのようなことが得られますか？

現地に行くことで、文化の違い、習慣・法意識を知ることができることに加え、現地の状況を知ることができます。実際に自分の目で現地を見たことにより、話す内容にも迫力がでるようになります。



Q7 最後に、修習生やこれから法律家を目指す人たちに対して一言お願いします。

私もまだ皆さんと同じ修習生なので、大したことは言えません。

ただ、法律とかだけではなく、いろんなことに関心を持って欲しいです。
法曹の外の世界で何が起きているのかを知って欲しいと思います。

[文責：菅原仁人]